

出納員その他の会計職員の内命等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和四年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十九号

出納員その他の会計職員の内命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員の内命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後		改正前	
備考 (略)	(略)	十の三	(略)	十の三	(略)
	(略)	警察本部 警備部 警備課	(略)	警察本部 警備部 警備課	(略)
	(略)	庶務事務を担 当する 管理官、 課長代 理、課 長補佐 又は係 長(同 相当職 を含む。	(略)	庶務事務を担 当する 管理官、 課長代 理、課 長補佐 又は係 長(同 相当職 を含む。	(略)
	(略)	次席	(略)	次席	(略)
	(略)	一 警察本 部警備部 警備課、 危機管理 課及びサ ミット対 策課に係 る資金前 渡に係る 現金の出 納及び保 管	(略)	一 警察本 部警備部 警備課、 危機管理 課及びサ ミット対 策課に係 る資金前 渡に係る 現金の出 納及び保 管	(略)

附 則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。